

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 恵那市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
8,517	7,425	775	16,717

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	28,340	26,958	1,382	1,160	701	37,667	基金434百万円繰入 財産区265百万円繰入
一般会計等	28,340	26,958	1,382	1,160		37,667	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計(事業勘定)	5,402	5,185	217	217	383	-	-	
国民健康保険特別会計(施設勘定)	570	590	△ 20	△ 20	137	292	51	
老人保健医療特別会計	5,401	5,448	△ 47	△ 47	428	-	-	
介護保険特別会計(事業勘定)	3,602	3,563	39	39	497	-	-	
介護保険特別会計(サービス事業勘定)	419	406	13	13	30	311	30	
簡易水道事業特別会計	1,723	1,722	1	1	645	6,517	4,431	
農業集落排水事業特別会計	248	248	0	0	166	2,414	1,767	
駐車場事業特別会計	65	62	2	2	271	271	271	
公共下水道事業特別会計	1,847	1,845	2	2	613	9,578	5,871	
水道事業会計	863	772	91	1,068	84	1,826	166	法適用
病院事業会計	3,357	3,343	15	738	324	1,638	1,097	法適用
介護老人保健施設事業会計	431	439	△ 8	320	31	766	308	法適用
公営企業会計等 計				2,333		23,613	13,992	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
岐阜県市町村職員退職手当組合	13,669	13,204	465	465	4,030	-	-	
岐阜県市町村会館組合	80	77	3	3	-	-	-	
土岐川防災ダム一部事務組合	13	12	1	1	-	-	-	
岐阜県後期高齢者医療広域連合	1,541	1,329	212	212	-	-	-	
東濃農業共済事務組合	391	380	12	701	-	-	-	法適用
一部事務組合等 計				1,382				

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)国民宿舎恵那山荘	△ 7	26	2	-	-	-	-	-	
(財)恵那市体育連盟	1	112	102	10	-	-	-	-	
(財)恵那市文化振興会	-	107	103	12	-	-	-	-	
(財)恵那市施設管理公社	-	5	5	-	-	-	-	-	
(財)中山道広重美術館	△ 1	110	100	-	-	-	-	-	
恵那市土地開発公社	△ 0	40	5	-	-	1,216	-	-	
(財)山岡町観光振興公社	1	33	14	-	-	-	-	-	
(財)日本大正村	△ 5	77	20	-	-	-	-	-	
大正ロマン(株)	1	45	27	-	-	-	-	82	8
(有)くしはらの里	3	27	10	-	-	-	-	-	
明知鉄道(株)	△ 52	176	57	56	-	-	-	-	
(財)中津川・恵那地域勤労者福祉サービスセンター	7	72	19	8	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			464	86	-	1,216	82	8	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金	2,888	2,898	10
減債基金	218	19	△ 199
その他充当可能基金	5,152	5,401	249
充当可能基金計	8,258	8,318	60

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.24	6.93	△ 1.31	△ 12.66	△ 20.00	簡易水道事業特別会計		0.2	
連結実質赤字比率		20.88		△ 17.66	△ 40.00	農業集落排水事業特別会計		0.1	
実質公債費比率	16.2	13.9	△ 2.3	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計		0.4	
将来負担比率		95.0		350.0		水道事業会計		128.8	
財政力指数	0.51	0.54	0.03			病院事業会計		24.7	
経常収支比率	90.6	89.1	△ 1.5			介護老人保健施設事業会計		77.3	

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。

## ■財政状況等一覧表 ～ 財政状況等一覧表を公表します ～

恵那市の財政状況について、市民の皆さんが一目でわかるよう、「財政状況等一覧表(平成19年度)」を作成しましたので、公表します。

「財政状況等一覧表」は、地方公共団体の総合的な財政情報を住民等へ開示するために、国が示した統一的な様式に従い、作成したものです。全ての会計に加え、第三セクター等の収支も含めています。

### 内容

- (1) 一般会計等の財政状況
- (2) 公営企業会計等の財政状況
- (3) 関係する一部事務組合等の財政状況
- (4) 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況
- (5) 充当可能基金の状況
- (6) 財政指標の状況

### <用語説明>

#### □「一般会計等」

地方公共団体の会計の中心をなす一般会計と、「公営企業会計等」以外の特別会計の総称。恵那市では一般会計のみ。

地方公共団体財政健全化法において実質赤字比率の対象となる。

地方財政統計上、財政状況の統一的な把握及び比較のために便宜的に用いている「普通会計」とほぼ同様の概念であるが、地方財政統計で行っている会計分離（いわゆる「想定企業会計」の取扱い）は行わない。

#### □「公営企業会計等」

広義の地方公営事業会計と同義であり、狭義の地方公営事業会計と公営企業会計の総称。

狭義の地方公営事業会計は、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計をいい、法律で特別会計の設置が義務付けられている場合が多い。恵那市では、国民健康保険特別会計(事業勘定)、国民健康保険特別会計(施設勘定)、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計(事業勘定)が該当する。

公営企業会計は、料金収入を主な財源としている公営企業に係る会計である。公営企業は、地方公営企業法の全部又は一部を適用している「法適用企業」と、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものである「法非適用企業」に分類される。「法適用企業」には水道事業会計、病院事業会計、介護老人保健施設事業会計、「法非適用企業」には介護保険特別会計(施設勘定)、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、駐車場事業特別会計がある。

#### □「一部事務組合等」

地方公共団体がその事務の一部又は全部を共同で処理するために設ける公法人。一部事務組合、広域連合等がある。

#### □「第三セクター等」

第三セクターとは、公共部門(第一セクター)と民間部門(第二セクター)との共同出資により設立された法人のこと。ここでは、地方公共団体が出資又は出せんする民法法人、会社法法人、地方三公社又は地方独立行政法人をいう。

#### □「財政調整基金」

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための地方自治法第241条の規定に基づく積立金であり、財源不足額をうめるための財源に充てる等限られた場合でしか処分ができない。

#### □「減債基金」

地方債の償還及びその信用の維持のために地方自治法第241条の規定に基づいて設けられる基金のひとつ。

#### □財政指標

市町村の財政運営を分析するための数値。本資料では地方公共団体財政健全化法に基づく指標である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」に加え「財政力指数」「経常収支比率」を掲載している。

#### □「実質赤字比率」

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率といえる。

財政状況等一覧表においては、黒字で赤字が生じず比率がない場合も正数で表示し、比率は負数（△～）で表示することとしている。

#### □「連結実質赤字比率」

公営企業会計等を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す比率といえる。

財政状況等一覧表においては、黒字で赤字が生じず比率がない場合も正数で表示し、比率は負数（△～）で表示することとしている。

#### □「実質公債費比率」

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標といえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ概念。

#### □「将来負担比率」

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等に存在する借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

#### □「財政力指数」

地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税の算定に用いる標準的な税收等の額（基準財政収入額）を標準的な支出の額（基準財政需要額）で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、税收等の自己財源が多くを占めることになるため財政力の高い団体と見ることができる。

#### □「経常収支比率」

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合。

この指標が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

#### □「資金不足比率」

公営企業の資金不足比率を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示す比率。

財政状況等一覧表においては、資金不足比率は負数（△～）で表示され、資金不足比率がない場合（黒字の場合）は正数で表示される。